

会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

2020 年 1 月 17 日
KDDI 株式会社

2020年1月17日

会社法第782条第1項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
ガーデンエアタワー
(本店：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)
KDDI株式会社
代表取締役社長 高橋 誠

KDDI株式会社(以下「当社」といいます)と当社の完全子会社であるLDEX設立準備株式会社(以下「LDEX」といいます)とは、当社を吸収分割会社とし、LDEXを吸収分割承継会社として、当社の営むビデオパス事業に関する権利義務を、2020年3月2日を効力発生日として、LDEXに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行う旨の吸収分割契約を、同年1月7日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項に規定する簡易分割となります。

1. 吸収分割契約の内容
別紙1に添付しています。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
LDEXは、本吸収分割に際して、株式、金銭、その他の財産を交付しないため、該当事項はありません。
3. LDEXの成立の日における貸借対照表の内容
別紙2に添付しています。
4. LDEXにおいて成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
LDEXにおいて成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び LDEX の債務の履行の見込みに関する事項(なお、当社が吸収分割により LDEX に承継させるものに限り)

7. 当社について

当社の 2019 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 5,427,230 百万円及び 1,720,350 百万円です。また、本吸収分割によって、当社が LDEX に承継させる予定の資産の額は 100 百万円であり、負債 0 円となる見込みです。疑義を避けるために付言すると、貸借対照表の負債として具体的な金額が計上されていない契約上の債務(別紙 1 の吸収分割契約書別紙第 2 項を参照)の承継は予定しております。

また、2019 年 3 月 31 日から現在に至るまで、上記 5. の他当社の資産の額及び負債の額並びに当社が LDEX に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以降の当社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

- (1) LDEX について

LDEX の 2019 年 12 月 11 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 100 百万円及び 0 百万円であり、本吸収分割によって、LDEX が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ 100 百万円及び 0 円です。疑義を避けるために付言すると、貸借対照表の負債として具体的な金額が計上されていない契約上の債務(別紙 1 の吸収分割契約書別紙第 2 項を参照)の承継は予定しております。

2019 年 12 月 11 日から現在に至るまで、LDEX の資産の額及び負債の額並びに LDEX が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後の LDEX の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後の LDEX の収益及びキャッシュ・フローの状況について、LDEX の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、LDEX の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以 上

(別紙 1)

吸収分割契約書

KDDI 株式会社(以下「甲」という。)及び LDEX 設立準備株式会社(以下「乙」という。)は、第 1 条に定める甲の事業を乙が承継する吸収分割(以下「本会社分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (本会社分割の目的)

甲は、本契約の定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割により、甲の営むビデオパス事業(以下「本承継対象事業」という。)に関して有する権利義務(以下「本件権利義務」という。)を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第 2 条 (本会社分割の当事者)

本会社分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりとする。

吸収分割会社

商号：KDDI 株式会社

住所：東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

吸収分割承継会社

商号：LDEX 設立準備株式会社

住所：東京都渋谷区渋谷 2-21-1

第 3 条 (本会社分割に際して交付する金銭等)

乙は、本会社分割に際して、甲に対し、本件権利義務に代わる株式その他金銭等の交付を行わない。

第 4 条 (本会社分割に際して増加すべき乙の資本金及び資本準備金等)

乙が本会社分割により増加すべき資本金及び準備金等の額は、以下のとおりとする。但し、本会社分割の効力発生日における本承継対象事業に係る資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 資本金 | 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 0 円 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

第 5 条 (承継対象権利義務)

1 乙は、本会社分割により別紙「承継対象権利義務明細表」記載の本件権利義務を甲から

承継する。

- 2 本会社分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。会社法第759条第2項の定めにより甲と乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務については、乙がこれを全額負担するものとする。

第6条 (分割承認株主総会)

- 1 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。
- 2 乙は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。

第7条 (本会社分割の効力発生日)

本会社分割の効力発生日(以下「本分割効力発生日」という。)は、2020年3月2日とする。但し、本会社分割の手續の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条 (競業避止義務)

甲及び乙は、本会社分割に関し、会社法第21条が適用されないことを確認する。

第9条 (対抗要件具備等及び費用負担)

- 1 甲及び乙は、本件権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手續をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手續を行うこととする。
- 2 前項に定める手續に要する費用(公租公課を含む。)は、甲乙間で別途合意のない限り、乙がこれを負担する。

第10条 (本会社分割に係る条件の変更等)

本契約締結後本分割効力発生日に至るまでの間において、本契約に従った本会社分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明し、本会社分割の目的の達成が困難となった場合(本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。)には、甲乙協議の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、

甲乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

2020 年 1 月 7 日

甲：東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号
KDDI 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠

乙：東京都渋谷区渋谷 2-21-1
LDEX 設立準備株式会社
代表取締役 神山 隆

承継対象権利義務明細表

本会社分割により乙が甲から承継する権利義務は、本分割効力発生日における次の資産、債務、契約(但し、雇用契約を除く。)及び権利義務並びに雇用契約、並びにこれらに関する権利義務とする。但し、甲及び乙は、協議の上、本分割効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

1. 承継する資産

甲が本分割効力発生日において所有し、かつ本承継対象事業のみに属する前払費用

2. 承継する契約等(但し、雇用契約を除く。)及び権利義務

本分割効力発生日において有効な、及び本契約締結日から本分割効力発生日までに新たに締結された、本承継対象事業のみに属する契約等(但し、配信プラットフォーム及びアプリに関する開発・運用・保守業務又はライセンス等のそれら業務の履行にあたり付随する取引に関する契約、ビデオパス事業の保守・運用・顧客対応等に係る業務に関する契約、日本音楽著作権協会との取引に関する契約、本承継対象事業におけるケーブルテレビ局との取引に関する契約、並びに音楽ライブのコンテンツに係る取引に関する契約を除く。)及びこれらに付随する一切の権利義務(但し、雇用契約を除く。)、並びに本承継対象事業のみに起因又は関連して生じた権利義務。

3. 承継する雇用契約

従業員に係る雇用契約及びこれに基づく権利義務は承継しない。

(別紙 2)

(単位：百万円)

資産		負債・純資産	
項目	金額	項目	金額
流動資産	100	負債	0
-	-	純資産	100
合計	100	合計	100